

47年後 肺がんで死亡

石綿作業2か月「労災」



労災認定を受け、思いを語る妻（東京都千代田区で）

1970年にアスベスト（石綿）を使う作業に従事し、47年後に肺がんで死亡した男性（当時65歳）について、横須賀労働基準監督署が昨年3月に労災認定した。国は肺がんの場合の認定要件を「石綿にさらされた期間が10年以上」などとするが、男性の作業期間は約2か月という異例の短さだった。妻は「一生懸命働いた主人が少しは報われた」と話している。

認定 異例の短期間 妻「夫が報われた」

男性は1970年に、神奈川県内の自動車工場で石綿の吹きつけ作業に当たった。その後、地元の茨城県で開いた小料理店を約40年営み、家計を支えた。2016年夏、せきが止まらなくなつて病院に行つたところ、肺がんと診断され、17年2月に死亡した。

妻によると、病院側から肺がんの疑いを指摘された際、石綿が関連する可能性も示唆されたが、最終的には「たばこが原因」と判断されたという。

石綿は1970～90年にかけて多く輸入され、2006年から製造や使用が禁止された。石綿を吸って疾病を発症するまでの潜伏期間は30～50年とされる。妻は22年になって、石綿による健康被害の救済制度があり、労災申請をできることも知って、同年2月に手続きをとった。

石綿に関わる労災認定について、厚生労働省は、疾病ごとに作業期間などの要件を設定しているが、医師らによる厚労省の検討会で労災と判断されることもある。

同労基署の調査書によると、検討会が男性の胸部X線写真などを分析したところ、石綿の吸引で表れる特有の症状がみられ、「製造作業で高濃度の石綿粉じんにさらされ、肺がんのリスクが高まった」と判断。同労基署が労災認定した。

妻は「夫は最期まで家族の生活を心配しながら亡くなった。遺族補償年金の支給を受けられるようになり、安心してくれたと思う」と振り返る。その上で「石綿による被害が少しでも疑

われる場合、病院側が労災申請の手続きを案内するようにしてほしい」と話す。

労基署に意見書を提出するなど妻の労災申請を支援した「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の担当者は「作業期間が2か月での労災認定は聞いたことがない」とし、「『たばこが原因』と言われて労災申請を諦める人は多いが、石綿による労災の疑いがあれば気軽に相談してほしい」と話している。